令和7年第11回教育委員会定例会議事日程

- 1 日 時
 - 令和7年10月20日(月) 午前9時30分から
- 2 場 所
 - 島本町役場4階 議会第3・第4会議室
- 3 議事
 - 第1 会議録確認委員の決定
 - 第2 第32号議案 島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの
 - 勤務時間等の特例に関する規則等の一部改正について
 - 第3 第33号議案 島本町立保育所及び幼稚園給食実施規則の制定について
 - 第4 第6号報告 令和7年度小学生すくすくウォッチ(5・6年生)の結
 - 果について
 - 第5 第34号議案 島本町新体育館等整備事業者選定委員会委員の委嘱につ

いて

第32号議案

島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事する ものの勤務時間等の特例に関する規則等の一部改 正について

教育長に対する事務委任規則(昭和34年島本町教育委員会規則第1号)第1条第1項第13号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 7 年10月20日提出

島本町教育委員会規則第 号

島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則

(島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

第1条 島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの 勤務時間等の特例に関する規則 (平成9年島本町教育委員会 規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2号中「午前7時45分から午前9時30分」を「午前7時15分から午前10時30分」に、「午後4時30分から午後6時」を「午後3時45分から午後7時」に改める。

(島本町立幼稚園設置条例施行規則の一部改正)

第2条 島本町立幼稚園設置条例施行規則 (昭和45年島本町教育委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

第3条ただし書及び第5条中「定員」を「施設定員」に改める。

第6条第1項中「50名」を「54人」に改める。

第7条第3項を削る。

第8条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第 2号」に改め、「又は施設等利用給付認定(同法第30条の5 第2項に規定する施設等利用給付認定をいい、同法第30条 の4第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「又は施設等利用給付認定」及び「又は同法第30条の6に規定する施設等利用給付認定の有効期間」を削り、同項を同条第2項とする。

第10条第1号中「祝日」を「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)」に改め、同条第3号中「、同条第3項に規定する期限までに提出された土曜日の長時間の預かり保育利用申込書(兼受付書)」を削る。

第11条の表実施時間の欄中「午前8時」を「午前7時3 0分」に、「午後6時」を「午後7時」に改める。

第13条第1項中「日曜日等」を「日曜日又は土曜日若しくは祝日」に、「様式第5号」を「様式第4号」に、「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

第14条第1号中「午前8時から午後6時」を「午前7時 30分から午後7時」に改める。

第15条中「様式第7号」を「様式第6号」に改める。

第16条中「様式第8号」を「様式第7号」に改める。

第17条に次の1号を加える。

(4) 長時間の預かり保育を利用しており、第8条第1項 の規定に該当しなくなった者。ただし、長時間の預かり 保育の定員を除き施設定員に欠員がある場合は、この限 りでない。

様式第1号中

- 「□ 4歳児(2年保育)
 - □ 5歳児(1年保育)」

を

- 「□ 3歳児(3年保育)
 - □ 4歳児(2年保育)
 - □ 5歳児(1年保育)」

に改める。

様式第4号を削り、様式第5号を様式第4号とし、様式第6号から様式第8号までを1様式ずつ繰り上げ、様式第9号を削る。

(島本町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 島本町立幼稚園の管理運営に関する規則 (昭和45年島 本町教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号エを削る。

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第7条中「幼稚園教育要領」の次に「(平成29年文部科学省告示第62号)」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第32号議案資料

島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの勤務時間等の特例 に関する規則等の一部を改正する規則

1 提案理由

第一幼稚園の機能拡充に伴うもの及びその他所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの勤務時間等の特例に関する規則(第1条)
 - ア 第一幼稚園の開園時間の延長に伴い、同施設で勤務する職員の勤務時間について、開園時間に合わせた勤務が可能となるよう改めるもの(別表関係)
- (2) 島本町立幼稚園設置条例施行規則(第2条)
 - ア 長時間の預かり保育の定員を54人に改めるもの(第6条関係)
 - イ 長時間の預かり保育利用者は、子ども・子育て支援法で規定される保育 の必要性を認める者のみを対象とするよう改めるもの(第8条関係)
 - ウ 開園時間の延長に伴い、長時間の預かり保育の実施時間を改めるもの(第 11条関係)
 - エ 受入年齢の拡大に伴い、入園願の様式を改めるもの(様式第1号関係) オ その他所要の改正を行うもの
- (3) 島本町立幼稚園の管理運営に関する規則
 - ア 幼稚園創立記念日を休業日から除外するもの (第2条関係)
 - イ その他所要の改正を行うもの
- 3 新旧対照表
- 4 施行期日

令和8年4月1日

島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの勤務時間等 の特例に関する規則等の一部を改正する条例新旧対照表

○島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの勤務時間等の特例に関する規則(第1条関係)

	ţ	文 正	案			尹	見 見	行	
別表					別表				
月	・職員の区分	勤務時間	休憩時間	週休日	号	職員の区分	勤務時間	休憩時間	週休日
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
2	略	午前7時15分	略	略	2	町立幼稚園に勤	午前7時45分	45分の範囲内	日曜日及び52
		から午前10時				務する職員	から午前9時3	で園長が定める	週間ごとの期間
		30分までの間					<u>0分</u> まで <u></u> の間	時刻から時刻ま	内で職員ごとに
		に時差出勤し、					に時差出勤し、	で	指定する日
		午後3時45分					午後4時30分		
		<u>から午後7時</u> ま					<u>から午後6時</u> ま		
		での間に時差退					での間に時差退		
		勤					勤		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

○島本町立幼稚園設置条例施行規則(第2条関係)

J 局 本 可 立 切 稚 園 設 直 条 例 施 仃 規 則 (弟 2 余 関 除)	
改 正 案	現行
(長時間の預かり保育の定員)	(長時間の預かり保育の定員)
第6条 長時間の預かり保育の定員は、54人とする。	第6条 長時間の預かり保育の定員は、50名とする。
2 略	2 略
(長時間の預かり保育の利用の申請)	(長時間の預かり保育の利用の申請)
第7条 略	第7条 略
2 略	2 略
	 3 長時間の預かり保育の利用の許可を受けた保護者が土曜日の長時間の
	預かり保育を利用しようとするときは、保育希望日の属する月の前月の2
	○日(その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和)
	23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)(以下
	「日曜日等」という。)に当たるときは、その直前の日曜日等でない日)
	までに、土曜日の長時間の預かり保育利用申込書(兼受付書)(様式第4
	号)を在園する幼稚園の園長に提出しなければならない。
(長時間の預かり保育の利用基準)	(長時間の預かり保育の利用基準)
第8条 長時間の預かり保育の実施は、その利用を希望する幼児の保護者が	第8条 長時間の預かり保育の実施は、その利用を希望する幼児の保護者が
当該幼児に係る教育・保育給付認定(子ども・子育て支援法(平成24年	当該幼児に係る教育・保育給付認定(子ども・子育て支援法(平成24年
法律第65号)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいい、同	法律第65号)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいい、同
法 <u>第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの	法 <u>第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの
に限る。)	に限る。)又は施設等利用給付認定(同法第30条の5第2項に規定する
	施設等利用給付認定をいい、同法第30条の4第2号に掲げる小学校就学
を受けた場合に行うものとする。	<u>前子どもの区分に係るものに限る。)</u> を受けた場合に行うものとする。
	2 土曜日の長時間の預かり保育の実施は、前項の幼児の保護者のいずれも
	が常態として土曜日に当該幼児を保育することができないと認められる
	場合に行うものとする。
	3 長時間の預かり保育を利用できる期間は、第1項の幼児に係る教育・保
育給付認定の有効期間(子ども・子育て支援法第	育給付認定又は施設等利用給付認定の有効期間(子ども・子育て支援法第

改 Æ 21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間

をいう。)とする。

(長時間の預かり保育実施日)

- 第10条 長時間の預かり保育の実施日は、月曜日から十曜日までの日とす 第10条 長時間の預かり保育の実施日は、月曜日から十曜日までの日とす る。ただし、次に掲げる日は、長時間の預かり保育を実施しない。
- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休 日(以下「祝日」という。)
- (2) 略
- (3) 土曜日(第7条第1項の期間内に提出された長時間の預かり保育利用 申込書

その他教育長が定めるところにより 提出された書面において、その日の長時間の預かり保育を利用する見込 みがない場合に限る。)

(4) 略

(長時間の預かり保育実施時間)

第11条 長時間の預かり保育の実施時間は、次のとおりとする。ただし、 教育長が特に必要と認めるときは、この時間を延長し、又は短縮すること ができる。

区分	実施時間
(1) 月曜日から金曜日まで(第3	午前7時30分から教育課程に係る教
号に掲げる日を除く。)	育時間の開始前まで
	教育課程に係る教育時間の終了後から
	午後7時まで
(2) 土曜日(次号に掲げる日を除	午前7時30分から午後7時まで
< ∘)	
(3) 島本町立幼稚園の管理運営	午前7時30分から午後7時まで
に関する規則(昭和45年島本	

21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間又は同法第30条の6に 規定する施設等利用給付認定の有効期間をいう。)とする。

(長時間の預かり保育実施日)

- る。ただし、次に掲げる日は、長時間の預かり保育を実施しない。
- (1) 祝日
- (2) 略
- (3) 土曜日(第7条第1項の期間内に提出された長時間の預かり保育利用 申込書、同条第3項に規定する期限までに提出された土曜日の長時間の 預かり保育利用申込書(兼受付書)その他教育長が定めるところにより 提出された書面において、その日の長時間の預かり保育を利用する見込 みがない場合に限る。)
- (4) 略

(長時間の預かり保育実施時間)

| 第11条 長時間の預かり保育の実施時間は、次のとおりとする。ただし、 教育長が特に必要と認めるときは、この時間を延長し、又は短縮すること ができる。

区分	実施時間						
(1) 月曜日から金曜日まで(第3	午前8時 から教育課程に係る教						
号に掲げる日を除く。)	育時間の開始前まで						
	教育課程に係る教育時間の終了後から						
	<u>午後6時</u> まで						
(2) 土曜日(次号に掲げる日を除	午前8時から 午後6時まで						
⟨∘⟩							
(3) 島本町立幼稚園の管理運営	午前8時から 午後6時まで						
に関する規則(昭和45年島本							

改 正 町教育委員会規則第2号)第2 町教育委員会規則第2号)第2 条第2号に掲げる夏季休業日、 条第2号に掲げる夏季休業日、 冬季休業日及び春季休業日に 冬季休業日及び春季休業日に おける月曜日から土曜日まで おける月曜日から土曜日まで (教育課程を実施する日を除 (教育課程を実施する日を除 < 。)

(預かり保育の利用の申請)

第13条 預かり保育を利用しようとする保護者は、保育希望日の属する週 第13条 預かり保育を利用しようとする保護者は、保育希望日の属する週 の前週の木曜日(その日が祝日又は年末年始に当たるときは、その直前の 日曜日又は土曜日若しくは祝日又は年末年始でない日)までに、月曜日か ら金曜日までの日の利用にあっては預かり保育利用申込書(兼受付書)(様 式第4号)を、土曜日の利用にあっては土曜日の預かり保育利用申込書(兼 受付書) (様式第5号) を在園する幼稚園の園長に提出しなければならな V

2 略

(十曜日の預かり保育の利用基準)

- 第14条 土曜日の預かり保育の実施は、その利用を希望する幼児の保護者 第14条 土曜日の預かり保育の実施は、その利用を希望する幼児の保護者 のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該土曜日に当 該幼児を保育することができないと認められる場合に行うものとする。
- (1) 午前7時30分から午後7時までの間において4時間以上労働する こと。
- (2) (3) 略

(休園)

第15条 - 園児の保護者は、園児を休園させようとするときは、休園願(様 | 第15条 - 園児の保護者は、園児を休園させようとするときは、休園願(様 式第6号)を教育長に提出しなければならない。

(退園及び出席停止)

(預かり保育の利用の申請)

の前週の木曜日(その日が祝日又は年末年始に当たるときは、その直前の 又は年末年始でない日)までに、月曜日か ら金曜日までの日の利用にあっては預かり保育利用申込書(兼受付書)(様 式第5号)を、土曜日の利用にあっては土曜日の預かり保育利用申込書(兼 受付書) (様式第6号) を在園する幼稚園の園長に提出しなければならな V)

2 略

(十曜日の預かり保育の利用基準)

- のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該土曜日に当 該幼児を保育することができないと認められる場合に行うものとする。
- (1) 午前8時から午後6時 の間において4時間以上労働する こと。
- (2) (3) 略

(休園)

式第7号)を教育長に提出しなければならない。

(退園及び出席停止)

改正案	現
	22 17
	第16条 園児の保護者は、園児を退園させようとするときは、退園願(様
式第7号)を教育長に提出しなければならない。	<u>式第8号</u>)を教育長に提出しなければならない。
第17条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する園児を園長の申請に基	第17条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する園児を園長の申請に基
づき退園させ、又は出席停止させることができる。	づき退園させ、又は出席停止させることができる。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
	(1) (0) MI
(4) 長時間の預かり保育を利用しており、第8条第1項の規定に該当しな	
くなった者。ただし、長時間の預かり保育の定員を除き施設定員に欠員	
がある場合は、この限りでない。	
(保育修了証書)	(保育修了証書)
第18条 園長は、保育を修了したと認める園児に対しては、保育修了証書	第18条 園長は、保育を修了したと認める園児に対しては、保育修了証書
を授与しなければならない。	(様式第9号)を授与しなければならない。

栺		条関係)									様式	亡第	1号(第2条	や関係)									
			入	、屋		湏									入	園	願	į					
莽	女育長 様							年	i.	月 日	教育	育長	様							年		月 日	
			保護	後者 :	住 所	ŕ									保護	者 住	所						
					氏 名	i										氏	名						
y	ての者を町立ち	カ稚園に入し	型さ	せたし	いので	で申り	請しま	す。			次。	の者	音を町立幼	稚園に入園	聞させ	たたい	ので	申請	しまっ	۲.			
1	E 園中本人にB	関する一切の	の事	は私が	が責任	£ を					在日	刺 中	中本人に関	する一切の	り事に	は私が	責任:	をも	って引	き受し	ナま	す。	_
	幼稚園名	島本町立	第	幼稚	園		8	歳児 (3 歳児 (2	CO VO			섨	力稚園名	島本町立	第	幼稚	園			歳児(2 歳児(1			
							□ 5	歳児(1	年保	(育)		現	1 住所	島本町									
	現住所	島本町											ふりがな					, m					-
	<u>ふりがな</u> 入 民 名						護 者の続柄				フ 図 者		氏 名					との	護 者 続柄				
	者生年月日	年		月	В	ł4:	別	91		女			生年月日	年		月	H	性	別	男	•	女	
-	ふりがな					1.4.	~.				45	g	ふりがな 氏 名					電	話	()	
- 1	保 氏 名					電	話	()	13	-	氏 名								§		
	護 者 生年月日	年		月	日	性	50	男	•	女	*		生年月日	年		月	H	性	別	9.	•	女	
L																							
121		_									*	教育	育委員会記入	欄			- 5						7
,	(教育委員会記》 受付年月日	T	任	月	н	- 4	付番号	第	9	号		受	付年月日		年	月	H	受付	番号	芽	ž .	号	
-	入園日			月	-0.01		付者	312				入	園日		年	月	日	受	付 者				
L	s int H	1		×4.	E4.																		

改正案	現行
	<u>様式第4号(第7条、第10条関係)</u> 略
<u>様式第4号</u> ~ <u>様式第7号</u> 略	<u>様式第5号</u> ~ <u>様式第8号</u> 略
	<u>様式第9号(第18条関係)</u> 略

○島本町立幼稚園の管理運営に関する規則(第3条関係)

改正案	現 行								
(学期及び休業日)	(学期及び休業日)								
第2条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定す	第2条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定す								
る幼稚園の学期及び休業日は、次のとおりとする。	る幼稚園の学期及び休業日は、次のとおりとする。								
(1) 略	(1) 略								
(2) 休業日	(2) 休業日								
ア 夏季休業日 7月21日から8月31日まで	ア 夏季休業日 7月21日から8月31日まで								
イ 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで	イ 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで								
ウ 春季休業日 3月25日から4月7日まで	ウ 春季休業日 3月25日から4月7日まで								
	<u>工 幼稚園創立記念日</u>								
2 略	2 略								
(職務)	(職務)								
第4条 略	第4条 略								
	2 主任は、上司の指揮を受け、担任事務を掌理する。								
<u>2</u> 略									
(教育課程)	(教育課程)								
第7条 教育課程は、幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62	第7条 教育課程は、幼稚園教育要領								
<u>号)</u> に基づいて、園長が定める。	に基づいて、園長が定める。								

第33号議案

島本町立保育所及び幼稚園給食実施規則の制定に ついて

教育長に対する事務委任規則(昭和34年島本町教育委員会規則第1号)第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 7 年10月20日提出

島本町教育委員会規則第 号

島本町立保育所及び幼稚園給食実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島本町立の保育所及び幼稚園(以下「施設」 という。)における給食を円滑かつ適正に実施するため、必要 な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 給食の実施の対象は、施設に在籍する子ども及び教職員 (次条第3項の規定による委託事業者、実習生等を含む。)と する。

(給食の形態及び実施方法)

- 第3条 給食は、施設において実施する昼食及び保育所において 実施する間食を提供するものとする。
- 2 給食を実施する日は次に掲げる日とする。ただし、休業日、 園外保育等給食の実施を要しない日については、この限りでない。
 - (1) 保育所 月曜日から土曜日まで
 - (2) 幼稚園 月曜日から金曜日まで
- 3 教育長は、必要と認めたときは、給食業務の一部について、 設置者以外の者に委託して行わせることができる。
- 4 第1項から前項に定めるもののほか、必要に応じて家庭、地

域等との連携等を目的とした試食会等を実施する場合における ことができる。

(給食の内容)

第4条 給食における食事の内容は、大阪府が作成する給食施設 における栄養管理指針等によるものとする。

(帳簿等の整備)

- 第5条 教育長は、施設における給食の適正かつ円滑な実施を期するため、食材料の納品、調理、配膳等の状況の記録に関し必要な帳簿等を整備するものとする。
- 2 前項の帳簿等は、各施設において記録し、保管するものとする。

(事故報告)

第6条 施設の長は、給食の実施により事故等が発生した場合は、 迅速かつ適切に措置するとともに、教育長に対し、速やかに状 況を報告するものとする。

(調査等)

- 第7条 教育長は、必要と認めたときは、施設長に対し、給食の 実施状況について調査し、報告を求めることができる。
- 2 教育長は、前項の調査及び報告の結果に基づき、必要な指導 又は助言を行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、給食の実施に関し必要な 事項は、教育長が別に定める。 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第 6 号報告

令和7年度小学生すくすくウォッチ (5 · 6 年生) の結果について

標記のことについて、別紙のとおり報告いたします。

令和 7 年10月20日提出

令和7年度小学生すくすくウォッチ 結果概要

実施日:令和7年4月16日(水)~4月24日(木)※期間内で学校が実施日を決定 対象・内容:第5学年(国語: 算数・理科・わくわく問題(教科横断型問題)、アンケート〉 第6学年(わくわく問題(教科横断型問題)、アンケート〉

第5学年実施校数:4校(府内970校) 第5学年実施児童数:272人(府内63,508人)

第6学年実施校数:4校(府内971校) 第6学年実施児童数:323人(府内64,739人)

教育推進課

1. 平均正答率

国語(5年)	生)						
分類		区分	平均正答率(%)				
	刀块	区刀	島本町	大阪府			
		全体	74.4	69.2			
		(1)言葉の特徴や使い方に関する事項	77.8	72.4 68.9			
54.423+R23株	知識及び技能						
学習指導 要領の領		(3)我が国の言語文化に関する事項	19.1	21.9			
域等	思考力·判断力·表現力等	話すこと・聞くこと	_	_			
		書くこと	75.3	69.1			
		読むこと	_	_			
評価の観	知識·技能		74.4	69.2			
点	思考·判断·表現		75.3	69.1			
<i>~</i> ~	主体的に学習に取組む態度		_	_			

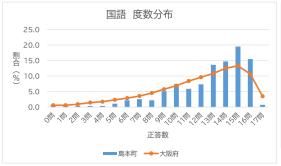
算数(5年生)

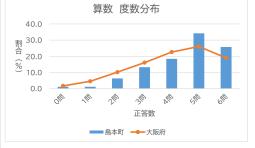
□無/c年件)

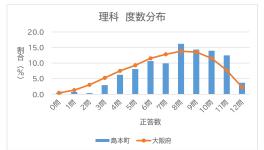
分類	区分	平均正智	
刀块	区 ス	島本町	大阪府
	全体	75.4	67.9
公羽七 省	数と計算	81.6	72.1
学習指導 要領の領	図形	84.4	75.6
女領の領域等	測定/変化と関係	66.2	54.8
以守	データの活用	66.4	63.0
評価の観	知識·技能	71.4	66.1
計画の観点	思考·判断·表現	79.3	69.8
ж.	主体的に学習に取組む態度	_	_

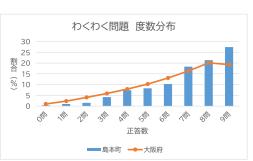
理科(5年生)

分類	区分		答率(%)
23.200	123	島本町	大阪府
	全体	65.7	59.8
学習指導	「エネルギー」を柱とする領域	64.3	56.8
学習指導 要領の領	「粒子」を柱とする領域	74.5	70.1
域等	「生命」を柱とする領域	79.4	69.2
以守	「地球」を柱とする領域	56.5	51.0
製造の細	知識·技能	69.2	62.1
評価の観 点	思考·判断·表現	62.3	57.6
ж	主体的に学習に取組む態度	_	_









わくわく問題(5・6年生)

分類	区分	平均正答率(%)	
		島本町	大阪府
全体		77.2	70.8
観点	A 図や表、グラフ、短い文章、会話文等の内容を関連付けて、正しくとらえる。	80.8	74.4
	B 図や表、グラフ、短い文章、会話文等の内容を関連付けて、それをもとに論理的に考える。	76.6	70.3
	C 図や表、グラフ、短い文章、会話文等の内容を関連付けて、それをもとに新たな課題を考える。	69.2	61.9
	D 図や表、グラフ、短い文章、会話文等の内容を関連付けて、それをもとに自分の考えをまとめ、伝える	78.0	72.3
	E 興味・関心のある事がらについて、意欲的に工夫して相手に伝える。	69.2	61.9
問題をとらえる	文章から読み取る	79.8	73.6
	会話から読み取る	68.0	61.0
	図や表から読み取る	79.6	73.8
伝える	資料の情報を整理して伝える	78.2	71.9
	自身で考えたことを伝える	78.0	72.3
	理由や根拠を明確にして伝える	80.8	73.9

< 結里概要

国語:大阪府平均と比較し、5.2ポイント正答率が高い結果となった。漢字の書き取りや正しいローマ字の表記法で高い正答率であった一方、ことわざ・故事成語の理解や指示語の示す内容の理解に課題が見られた。

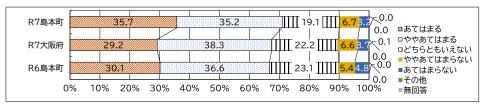
算数:大阪府平均と比較し、7.5ポイント正答率が高い結果となった。図形やグラフの読み取りに関する問題が高い正答率であった一方、展開図やグラフの内容理解に対して課題が見られた。

理科:大阪府平均と比較し、5.9ポイント正答率が高い結果となった。生物や電池のつなぎ方で高い正答率であった一方、体積変化や日陰の位置を推移する問題に課題が見られた。

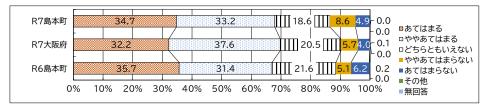
わくわく問題(5・6年生):大阪府平均と比較し、6.4ポイント正答率が高い結果となったが、「図や表、グラフ、短い文章、会話文等の内容を関連付けて、それをもとに自分の考えをまとめ、伝える。」分野において課題が見られた。

2. アンケート(抜粋)

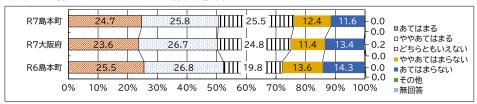
(5)難しいことがあっても、あきらめない



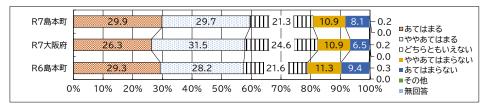
(13)自分と違う考え方の人と話しているとき、その人がどうしてそのように考えているかわかろうとする



(20)つらい気持ちになることがあったときは、態度や表情に出す



(25)はっきりした明快な答えがでるまでずっと考える



<アンケート結果について>

「みづまろキッズプラン」の成果指標の一つとして本アンケートを活用し、当該プランの目指す子ども像を実現するためにつけたい力である「自己表現力」「課題探究力」「社会参画力」が身に付いたかを検証していく。

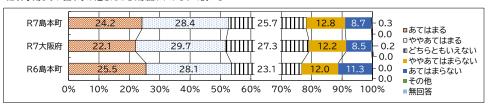
○(5)の継続した学びについての設問や、(59)の課題に対する試行錯誤の姿勢をとっているかの設問について、強肯定の対府平均がそれぞれ(5)が6.5ポイント、(59)が4.1ポイント上回っている。これらの設問については、令和6年度本町結果と比較しても(5)が5.6ポイント、(59)が0.6ポイント上回っている。

各小学校での探究的な学習において、児童が試行錯誤する中で課題の解決にふさわしい、自分にとって適切なやり方を見つけ出せるような取組が定着していることが伺える。

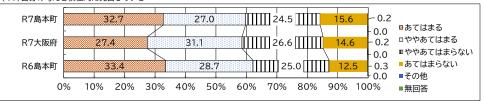
●(13)の他者理解についての設問や、(47)の自分の考えを積極的に発信しているかについての設問について、強肯定が対府平均では (13)が2.5ポイント、(47)が5.3ポイント上回っているものの、令和6年度の本町と比較すると、それぞれ(13)が1ポイント、(47)が0.7ポイント下回っている。

これらの設問は「自己表現力」の伸長や、学習指導要領の求める主体的・対話的で深い学びの実現に向け、注意して見取るべきものである。今後も各小学校において、取組と結果の因果関係を意識した取組の継続が必要である。

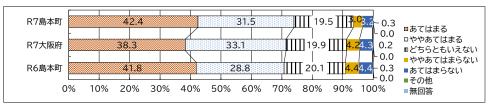
(26)予期しない出来事が起きたとき、原因がわかるまで調べる

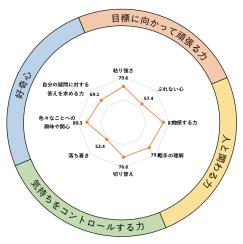


(47)自分の考えを積極的に発言している



(59)課題や問題に取り組んでいる途中で、うまくいかなかったときは、やり方を変えている





第34号議案

島本町新体育館等整備事業者選定委員会委員の委嘱について

教育長に対する事務委任規則(昭和34年島本町教育委員会規則第1号)第1条第1項第15号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 7 年10月20日提出